

主眼事項	着 眼 点
	<p>オ 新鮮な材料を用いてバランスのとれた食事が提供されているか。（安易に缶詰等の加工食品、既製品を用いていないか。）</p> <p>カ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。（特に夕食時間は早くても17時以降となっているか）</p> <p>キ 食事は適温で食べられるような配慮がなされているか。</p> <p>ク 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。</p> <p>ケ 食器類の衛生管理に努めているか。</p> <p>コ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。</p> <p>(4) 適切な入浴等の確保がなされているか。</p> <p>ア 入所者の入浴又は清拭（しき）は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。</p> <p>イ 入浴に当たっての健康状態のチェックは行われているか。</p> <p>ウ 身体状態に応じた入浴が行われているか。</p> <p>エ 自力で入浴可能な者については、入浴時間、入浴回数の配慮が行われているか。</p> <p>(5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。</p> <p>ア 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。 また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。</p> <p>イ おむつ使用者に対するおむつ外しのため、ポータブルトイレを使用した介助やトイレ誘導等の働きかけが行われているか。 また、おむつ交換時には、入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。</p> <p>ウ 便秘の続いている者に対する浣腸、摘便等が適切に行われているか。</p> <p>エ おむつ交換時の汚物は速やかに処理されているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
	<p>オ 夜間の排泄介助及びおむつ交換について、十分配慮がなされているか。</p> <p>(6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。      ア 入所者の被服は、季節、生活サイクルに合った衛生的な物を着用するよう配慮がなされているか。      イ 起床後着替えもせず寝巻きのままとなっていないか。      ウ 入所者の被服の洗濯等は適切に行われているか。      エ シーツ等寝具のリネン交換は適切に行われ、常に清潔なものとなっているか。</p> <p>(7) 医学的管理は、適切に行われているか。      ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。      イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかかれているか。（必要な日数、時間が確保されているか。）また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。      ウ 急病等の場合の緊急連絡体制が整備されているか。      エ 入所者の外部への通院時の介添え、入所者の入院時の付添いについて配慮がなされているか。</p> <p>(8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。</p> <p>(9) 家族との連携に積極的に努めているか。      また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。      ア 入所者の身体状況の変化等について家族への情報提供等の配慮がなされているか。      また、家庭復帰が期待できる者については、実施機関及び家族との連携を図るなど適切に対応されているか。      さらに、家庭復帰後の状況が適切に把握されているか。      イ 家族の面会が長期にわたって行われていない場合、家族に対し、来所についての働きかけが行われているか。</p> <p>(10) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p>

主眼事項	着眼点
2. 入所者の生活環境等の確保	<p>(11) 実施機関との連携が図られているか。</p> <p>ア 入所者の入所、退所の際及び入所者処遇等のために、必要な時期に、入所者の心身の状況等について検討を行い、その更生の目標、実施方法等を決定し実施し、必要に応じて報告しているか。</p> <p>イ また、入所者診断会議には、必要に応じて実施機関の職員が参加できる体制が整えられているか。</p>
3. 自立、自活等への支援援助	<p>施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。</p> <p>ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。</p> <p>また、障害に応じた配慮がなされているか。</p> <p>イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。</p> <p>ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。</p> <p>エ 各居室、便所等必要な場所にカーテン等が設置され、入所者のプライバシーが守られるよう配慮がなされているか。</p> <p>オ 居室、便所等必要な場所にナースコールが設置され、円滑に作動するか。</p> <p>カ 衛生設備（特に調理室等）、給水・配水及び汚物処理施設の管理は、適切になされているか。</p> <p>キ ボイラー、電気設備等の保守点検及び危険物の安全管理は、適切になされているか。</p> <p>ク 障害を有する入所者のために必要な車いす、歩行器等福祉用具が確保されているか。</p> <p>入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</p> <p>(1) 救護・更生施設関係</p> <p>ア 機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又は作業は、計画が作成され適切に実施されているか。また、参加促進のための工夫がなされているか。</p> <p>イ 訓練又は作業の内容、時間は入所者の精神的、身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
	<p>ウ 精神障害者社会復帰対策等関係諸施策の活用が十分に検討されているか。</p> <p>エ 疾患に応じて医療機関との長期的な協力関係が確立されているか。</p> <p>オ 入所者の個別の状況の変化等について、保護の実施機関に随時連絡が行われているか。</p> <p>カ 通所事業の実施に当たっては、家族、保護の実施機関等関係機関と十分連携が図られているか。</p> <p>(2) 授産施設関係</p> <p>ア 入所者に対し、個別的に更生計画と実施方法を決定するため、総合診断会議を開催するなど、組織的検討が行われているか。</p> <p>イ 入所者の作業能力評価を適切に行い、心理的更生、職業的更生について配慮がなされているか。</p> <p>ウ 作業設備又は作業分担は、入所者の身体的状況等を勘案したものとなっているか。</p> <p>エ 作業環境、安全管理は適切に行われているか。</p> <p>オ 作業の内容、作業時間は入所者の身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。また、必要に応じて授産科目の見直し等が行われているか。</p> <p>カ 肢切断又は機能障害者に対し、作業能率を高めるための工夫がなされているか。</p> <p>キ 入所者の作業記録が適正に記録されているか。</p> <p>ク 授産事業に係る受注価格、販売価格は地域の同種の企業に比し適正なものとなっているか。</p> <p>ケ 授産事業に係る収入・支出は、授産事業会計により適正に処理されているか。</p> <p>コ 授産収入の算出、必要経費の算出は適正に行われているか。</p> <p>サ 工賃の支払いは適正に行われているか。</p> <p>シ 他の施設等の行う作業会計等との負担が適正に行われているか。</p> <p>健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。</p>
第2. 社会福祉施設運営の適正実施の確立	

主眼事項	着眼点
1. 施設の運営管理体制の確立	<p>(1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。</p> <p>(2) 必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p> <p>(3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。</p> <p>(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。 ア 通所事業等を実施する施設にあっては、指導員等の加配が行われているか。 イ 各種加算に見合う職員が配置されているか。 ウ 職員研修は具体的に計画が立てられるなど、積極的かつ計画的に実施されているか。 エ 労務管理等施設の運営管理は適正に行われているか。 また、労働基準法関係の諸届出は適正になされているか。</p> <p>(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。</p> <p>(6) 施設長に専任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。</p> <p>(7) 生活指導員の資格要件は満たされているか。</p> <p>(8) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。</p> <p>(9) 施設設備は、適正に整備されているか。 また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。</p> <p>(10) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。 ア 施設の運営が適正に行われた上で、運営費の弾力運用が</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>2. 必要な職員の確保と職員待遇の充実</p> <p>(1) 適切な給与水準の確保</p>	<p>行われているか。</p> <p>イ 運用収入の本部会計への繰入額は妥当であるか。また、その積算根拠は明確にされているか。</p> <p>ウ 繰越金は、優先的に各種引当金に充てられているか。</p> <p>エ 繰越金及び引当金は、安全確実な方法で管理運用されているか。</p> <p>また、取り崩し等について県（市）への協議は適正に行われているか。</p> <p>(11) 高額繰越金等を有している場合、入所者待遇等に必要な改善を要するところはないか。 高額繰越金等を有している場合及び当期繰越金等が運営費の収入決算額の5%以上の施設について、設備、職員待遇、入所者待遇に改善を要するところはないか。</p> <p>(12) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</p> <p>(13) その他の施設運営に関する事項 ア 施設運営に関する自主的内部点検が行われているか。 また、施設運営の改善に、職員の創意工夫等が反映されているか。</p> <p>イ 市町村、保健所、医療機関、社会福祉協議会等との連携は、適切に行われているか。</p> <p>ウ 介護機器・省力化機器の設備導入等の創意工夫が行われているか。</p> <p>エ 感染症等の予防対策は、適切に行われているか。</p> <p>優秀な人材を安定的に確保するため、資質向上のための研修の充実や福利厚生の充実等、職員待遇が充実されるよう努めているか。</p> <p>(1) 給与水準は、施設所在地の地方公共団体等の給与水準を勘案する等妥当なものとなっているか。</p> <p>(2) 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて高額となっていないか。</p>

主眼事項	着眼点
	<p>(3) 給与規程に初任給格付基準表、前歴換算表、標準職務表が整備され、給与格付、昇格、昇給、各種諸手当等は適正に支給されているか。</p> <p>また、非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い等が適正に行われているか。</p>
(2) 労働時間の短縮等労働条件の改善	<p>(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。</p> <p>ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。</p> <p>イ 週40時間の労働時間が守られているか。</p> <p>ウ 年次有給休暇等の取扱いは、適切に行われているか。</p> <p>エ 産休、育児休業等の取扱いは、適切に行われているか。</p>
	<p>(2) 夜勤、宿日直関係</p> <p>ア 夜勤、宿日直等の取扱いは、適切に行われているか。</p> <p>イ 寮母等の夜間勤務を行う者について、長時間勤務の解消について努力がなされているか。</p> <p>また、設備、備品等夜勤等を行う者への福利厚生は、十分な配慮がなされているか。</p> <p>(3) 職員への健康管理は、適正に実施されているか。</p> <p>また、寮母等夜間勤務を行う職員の健康診断は、6ヶ月ごとに1回行われているか。</p>
(3) 業務体制の確立と業務省力化の推進	<p>業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p> <p>ア 職員の所掌業務が明確にされ、それが有機的に機能しているか。</p> <p>イ 専門職員、非常勤職員等各種の職員の組み合わせによるなど効率的な業務体制を確立するよう努めているか。</p> <p>ウ 介護機器、業務省力化機器の導入及び業務の外部委託の推進等による業務の省力化の努力がなされているか。</p>
(4) 職員研修等資質向上対策の推進	<p>職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</p> <p>ア 研修が職員に対して計画的に行われているか。</p> <p>また、参加者の偏りがないか。</p> <p>イ 職種別の外部研修等への参加が行われているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
(5)福利厚生等の士気高揚策の充実	<p>ウ 介護福祉士等の資格取得への配慮がなされているか。  エ 研修内容が、職員会議等において、他の職員へ周知、紹介されているか。また、研修記録が整理されているか。</p> <p>福利厚生等の充実に努めているか。  ア 職員に対するレクリエーション等士気高揚策について配慮がなされているか。  イ 職員の健康管理の増進等に努めているか。</p>
(6)職員の確保及び定着化	<p>職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。  ア 職員の計画的な採用に努めているか。  また、養成施設に対する働きかけは積極的に行われているか。  イ 雇用条件の明示等職員採用の適正化に努めているか。  ウ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。  エ 福祉人材センター等が行う事業について、その活用に努めているか。</p>
3.防災対策の充実強化	<p>防災対策について、その充実強化に努めているか。  ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。  イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。  ウ 非常食等の予測される物資の把握及び平常時からの相互支援関係にある施設、近隣施設等の協力体制について検討されているか。  エ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。</p>

## **第2 連絡事項**

## I 平成14年度生活保護法実行事務監査に係る事前打合せ会について

平成14年度「事前打合せ会」については、以下の日程で開催する予定であるのでご了知願いたい。

なお、各都道府県ごとの日程等詳細については、別途通知する。

### ① 実施時期

4月16日（火）・17日（水）・18日（木）<予定>

### ② 提出資料

別紙1に示す資料を予定している。

## II 生活保護関係等会議及び研修会の実施予定について

平成14年度における生活保護等の指導監査関係の会議及び研修会の日程は、別紙2のとおりであるので、関係職員の参加について特段の配慮を願いたい。

## 平成14年度生活保護法施行事務監査事前打合せ会 提出資料（案）

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| 1. 管内福祉事務所の保護動向 | ----- 1 ----- |
| 2. 監査の実施結果      | ----- 2 ----- |

1. 管下福利事務所の保護動向

事項 福祉事務所名	被保護世帯数				被保護人員				保護率								
	10年度	11年度	12年度	13年3月 A	14年3月 B	B/A %	10年度	11年度	12年度	13年3月 A	14年3月 B	B/A %	10年度	11年度	12年度	13年3月	14年3月
部 計																	
市 部 計																	
合 計																	

2. 監査の実施結果

(別添様式 2)

年度		11 年 度		12 年 度		13 年 度	
福祉事務所		○ 指摘数／ ○ ケース検討数	60/126	1 訪問調査活動の充実強化について 病状把握及び就労指導の徹底について 扶養能力調査及び扶養義務履行指導の徹底について	50/134	1 訪問調査活動の充実強化について 病状把握及び就労指導の徹底について 3 査察指導機能の充実強化について	46/140
福祉事務所	文書指摘率 評価	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
福祉事務所	指摘数／ ケース検討数	47.6%	D	厚	B		
福祉事務所	文書指摘率 評価						
福祉事務所	指摘数／ ケース検討数						
福祉事務所	文書指摘率 評価						
福祉事務所	指摘数／ ケース検討数						
福祉事務所	文書指摘率 評価						

(注) 1 上記の内容がわかる指導台帳等による提出も可能であること。  
 2 本表には過去 3 年間に厚生労働省監査及び都道府県、政令指定都市が行った監査結果通知により文書（個別ケースの指摘は除く）で指摘した事項を記入すること。

- 3 評価欄には本庁において、福祉事務所の実施水準を評価していれば記入すること。
- 4 厚生労働省監査は、「厚」を記入すること。

(別紙2)

平成14年度生活保護関係等会議及び研修会日程

	会議及び研修会	日 程	主 催	開 催 地
生 活 保 護 関 係	生活保護指導監督職員研修	5月20日（月） ～ 5月22日（水）	国立保健医療科学院	東京都 (港 区)
	福祉事務所新任所長研修	7月10日（水） ～ 7月12日（金）	同 上	同 上
	全国生活保護査察指導員 研究協議会	8月28日（水） ～ 8月30日（金）	厚 生 労 働 省	東京都 (江東区)
	福祉事務所新任査察指導員 研修	10月9日（水） ～ 10月11日（金）	国立保健医療科学院	東京都 (港 区)
保 護 施 設 関 係	社会福祉法人・施設指導 監督職員研修	6月12日（水） ～ 6月14日（金）	国立保健医療科学院	東京都 (港 区)

## 第3 參 考 資 料

## I 生活保護費関係

### 1 保護の動向

#### (1) 被保護世帯、人員、保護率の推移

年 度	被 保 護 世 帯		保 護 の 開 廃 の 状 況			被 保 護 人 員		保 護 率
	実 数	指 数	開始世帯数 A	廃止世帯数 B	A/B	実 数	指 数	
55年度	746,997世帯	95.7	16,333世帯	15,867世帯	1.03	1,426,984人	99.7	12.2
60年度	780,507	100.0	14,659	16,027	0.91	1,431,117	100.0	11.8
6 年度	595,407	76.3	11,430	10,837	1.05	884,912	61.8	7.1
7 年度	601,925	77.1	11,746	11,132	1.06	882,229	61.6	7.0
8 年度	613,106	78.6	12,202	11,006	1.11	887,450	62.0	7.1
9 年度	631,488	80.9	12,921	11,112	1.16	905,589	63.2	7.2
10年度	663,060	85.0	15,145	12,057	1.26	946,994	66.2	7.5
11年度	704,055	90.2	14,957	10,497	1.43	1,004,472	70.2	7.9
12年度	751,302	96.3	16,722	12,526	1.33	1,072,238	74.9	8.4

(注) 厚生省報告例

#### (2) 世帯類型別世帯数の推移

年 度	総 数	高齢者世帯		母子世帯	傷病・障害世帯		その他世帯
		総 数	単 身		総数	単身	
55年度	%	%	%	%	%	%	%
60年度	100.0	30.3	79.6	12.8	46.0	79.6	10.9
6 年度	100.0	31.2	82.1	14.6	44.8	82.1	9.3
7 年度	100.0	41.8	87.8	9.0	42.1	75.7	7.1
8 年度	100.0	42.3	88.1	8.7	42.0	76.5	6.9
9 年度	100.0	43.2	89.3	8.4	41.6	77.2	6.8
10年度	100.0	44.0	88.5	8.3	41.0	77.8	6.7
11年度	100.0	44.5	88.4	8.2	40.4	78.1	6.8
12年度	100.0	44.9	88.3	8.3	39.6	78.1	7.1
	100.0	45.5	88.1	8.4	38.7	78.1	7.4

(注) 厚生省報告例

#### (3) 生活保護費に占める扶助種類別割合 (単位:千円)

年 度	保護費総額	生活扶助費	(%)	住宅扶助費	(%)	教育扶助費	(%)	医療扶助費	(%)
平成6年度	117,867,802	38,208,651	32.4	10,054,242	8.5	615,891	0.5	66,215,744	56.2
平成7年度	126,305,746	38,801,777	30.7	10,625,983	8.4	595,986	0.5	73,491,611	58.2
平成8年度	128,777,345	40,735,436	31.6	11,468,834	8.9	578,328	0.4	73,107,580	56.8
平成9年度	136,464,946	43,445,073	31.8	12,469,981	9.1	596,526	0.4	76,917,100	56.4
平成10年度	144,154,758	46,487,978	32.2	13,460,167	9.3	615,529	0.4	80,488,113	55.8
平成11年度	155,022,647	49,467,143	31.9	15,019,378	9.7	651,604	0.4	86,802,170	56.0

(注) 厚生省報告例

年 度	出産扶助費	(%)	生業扶助費	(%)	葬祭扶助費	(%)	事務費等	(%)
平成6年度	11,750	0.0	23,436	0.0	195,116	0.2	2,542,971	2.2
平成7年度	10,749	0.0	22,318	0.0	192,728	0.2	2,564,592	2.0
平成8年度	11,732	0.0	22,184	0.0	217,334	0.2	2,635,916	2.0
平成9年度	12,394	0.0	19,641	0.0	229,705	0.2	2,774,503	2.0
平成10年度	14,438	0.0	14,358	0.0	257,838	0.2	2,816,336	2.0
平成11年度	15,058	0.0	12,425	0.0	269,813	0.2	2,785,055	1.8

(注) 厚生省報告例

(4) 世帯類別別保護受給期間別世帯数の割合の推移

年 度	総 世 帯					高 齢 者 世 帯				
	世帯数	1 年未満	1~3 年未満	3~10 年未満	10年 以上	世帯数	1 年未満	1~3 年未満	3~10 年未満	10年 以上
2 年度	610,480	9.3	16.7	43.0	31.0	240,000	5.4	12.1	41.5	41.0
3 年度	588,320	9.4	15.5	42.2	33.0	241,320	5.6	11.5	40.5	42.5
4 年度	570,550	9.3	14.8	40.3	35.7	241,520	5.2	10.8	38.7	45.3
5 年度	565,640	10.1	14.9	38.1	36.9	244,710	6.0	11.0	36.4	46.7
6 年度	574,920	11.1	16.0	35.2	37.8	253,390	6.4	11.8	34.0	47.6
7 年度	580,000	10.7	17.7	33.3	38.2	253,250	6.8	12.9	32.1	48.2
8 年度	589,000	11.1	18.4	32.3	38.1	261,670	7.1	13.7	30.9	48.3
9 年度	605,350	11.6	18.5	32.3	37.6	272,730	7.5	14.5	30.7	47.4
10 年度	630,830	12.2	19.3	32.4	36.2	289,660	7.8	14.9	31.1	46.2
11 年度	677,910	13.2	20.0	32.4	33.4	313,410	8.8	15.7	31.4	44.1
12 年度	719,200	13.3	22.0	32.6	32.1	330,880	9.0	17.4	31.8	41.8
年 度	母 子 世 帯					傷 病 障 害 者 世 帯				
	世帯数	1 年未満	1~3 年未満	3~10 年未満	10年 以上	世帯数	1 年未満	1~3 年未満	3~10 年未満	10年 以上
2 年度	71,130	12.0	24.2	53.7	10.1	251,190	12.5	18.7	41.0	27.8
3 年度	64,040	12.8	22.0	54.1	11.1	237,660	12.4	17.8	40.1	29.8
4 年度	56,540	13.9	22.3	50.5	13.4	227,500	12.6	16.8	38.7	31.8
5 年度	52,750	15.3	22.9	47.5	14.3	225,950	13.3	17.2	37.3	32.2
6 年度	50,620	17.1	24.5	43.8	14.5	233,320	14.5	18.5	34.1	32.8
7 年度	49,960	15.0	28.3	41.3	15.5	245,110	13.8	20.4	32.8	33.0
8 年度	49,640	16.2	27.2	40.7	15.9	248,220	13.8	21.3	32.5	32.4
9 年度	48,610	17.2	27.3	39.9	15.6	254,310	14.5	21.0	32.5	31.9
10 年度	49,030	18.5	29.3	39.5	12.6	257,700	15.1	22.0	32.8	30.1
11 年度	54,620	19.4	28.7	38.8	12.1	269,310	15.2	22.0	32.5	29.3
12 年度	56,120	20.4	31.6	38.0	9.9	290,010	15.5	24.5	33.3	26.7
年 度	そ の 他 世 帯									
	世帯数	1 年未満	1~3 年未満	3~10 年未満	10年 以上					
2 年度	48,160	7.8	17.9	45.4	28.8					
3 年度	45,300	9.0	15.4	45.1	30.4					
4 年度	44,900	8.3	16.1	43.9	31.7					
5 年度	42,230	10.2	15.4	40.8	33.6					
6 年度	37,390	13.1	16.8	37.2	33.0					
7 年度	31,680	11.8	19.1	34.4	34.7					
8 年度	29,470	14.5	21.3	30.6	33.6					
9 年度	29,700	15.2	19.7	32.3	32.8					
10 年度	34,440	17.6	21.3	29.9	31.2					
11 年度	40,570	19.3	23.1	30.3	28.3					
12 年度	42,190	21.5	28.3	27.8	22.4					

(注) 被保護者全国一斉調査(個別)

## 2 福祉事務所の現状

### (1) 査察指導員及び現業員の業務経験の状況

年 度	査 察 指 導 員			現 業 員		
	総 数	現 業 員 未 経 験 者 数	構 成 比	総 数	現業経験1年未満の者数	構成比
5 年度	2, 117	563	26. 6	9, 638	2, 104	21. 8
6 年度	2, 122	564	26. 6	9, 163	1, 942	21. 2
7 年度	2, 094	576	27. 5	9, 277	2, 061	22. 2
8 年度	2, 133	594	27. 8	9, 502	2, 141	22. 5
9 年度	2, 130	645	30. 3	9, 604	2, 056	21. 4
10 年度	2, 134	577	27. 0	9, 647	2, 120	22. 0
11 年度	2, 146	630	29. 4	9, 784	2, 157	22. 0
12 年度	2, 151	639	29. 7	10, 102	2, 325	23. 0
13 年度	2, 202	634	28. 8	10, 430	2, 452	23. 5

(注) 生活保護法施行事務監査資料

### (2) 査察指導員及び現業員の欠員状況

			総数(都部・市部合計)	都 部	市 部
平成12年度	査察指導員	未充足事務所数	42 事務所	0 事務所	42 事務所
	未充足人員	45 人	0 人	45 人	45 人
平成13年度	現 業 員	未充足事務所数	144 事務所	14 事務所	130 事務所
	未充足人員	353 人	19 人	334 人	334 人
平成13年度	査察指導員	未充足事務所数	61 事務所	0 事務所	61 事務所
	未充足人員	72 人	0 人	72 人	72 人
現 業 員	未充足事務所数	193 事務所	28 事務所	165 事務所	165 事務所
	未充足人員	576 人	38 人	538 人	538 人

(注) 生活保護法施行事務監査資料

(参考) 全国の福祉事務所、査察指導員、現業員数

	福 祉 事 務 所 数	査 察 指 導 員 数	現 業 員 数
平成12年度	1, 200事務所	2, 151人	10, 102人
平成13年度	1, 195事務所	2, 202人	10, 430人

(注) 生活保護法施行事務監査資料

### (3) 小規模福祉事務所の現状

#### ア 被保護世帯規模別福祉事務所の推移

被保護世帯規模別	平 成 10 年 度		平 成 11 年 度		平 成 12 年 度	
	事務所数	構 成 比	事務所数	構 成 比	事務所数	構 成 比
100以下	252力所	21. 1%	244力所	20. 4%	231力所	19. 3%
101~200	255	21. 3	250	20. 9	240	20. 0
201~500	340	28. 4	341	28. 5	353	29. 4
501以上	350	29. 2	363	30. 2	376	31. 3
計	1, 197	100. 0	1, 198	100. 0	1, 200	100. 0

(注) 生活保護法施行事務監査資料

イ 現業員規模別福祉事務所の状況

現業員規模別	事務所数	査察指導員			現業員		
		総数	現業員未経験者数	構成比	総数	現業経験1年未満の者数	構成比
3人以下	454 (37.8%)	488人	254	52.0%	1,091人	286	26.2%
4人~7人	384 (32.0)	505	155	30.7	1,991	538	27.0
8人以上	362 (30.2)	1,158	230	19.9	7,020	1,501	21.4
計	1,200 (100.0)	2,151	639	29.7	10,102	2,325	23.0

(注) 生活保護法施行事務監査資料(平成12年度)

(参考)

専任面接員の配置状況(12年度)

区分	市 部	郡 部	合 計
事務所数	859事務所	341事務所	1,200事務所
配置事務所数	210事務所	4事務所	214事務所
配置率	24.4%	1.2%	17.8%

(注) 生活保護法施行事務監査資料(平成12年度)

### 3 指導監査の実施状況

(1) 厚生労働省及び都道府県・指定都市が実施した指導監査の状況

区分	都道府県・指定都市数	福祉事務所数	ケース検討数 (被保護世帯数)
監査対象数 A	59 県市	1,200 箇所	735,062 ケース
監査実施数	厚生労働省 県・市 合計 B	59 県市 — 59 県市	72 箇所 1,144 箇所 1,216 箇所
			4,432 ケース 52,508 ケース 56,940 ケース
実施率 B/A	100.0 %	101.3 %	7.7 %

(注) 平成12年度監査実施結果報告書

## (2) 厚生労働省指導監査結果に基づく主な問題点（平成12年度）

		箇所	%
都道府県・指定都市本庁	管内福祉事務所に対する指導の徹底	52	94.5
	管内福祉事務所の実施体制の整備・確保	32	58.2
	課税状況調査の実施	13	23.6
	自動車保有ケースに対する指導の徹底	9	16.4
	ケース格付け分類基準の見直し	6	10.9
	監査対象福祉事務所に対する指導の徹底	5	9.1
	保護開始時における関係先調査・同意書の徴収の徹底	3	9.1
	前年度監査対象福祉事務所に対する継続的な指導	3	5.5
	訪問調査活動の充実強化	2	3.6
	査察指導機能の充実強化	1	1.8
	運営体制の確保	1	1.8
	社会福祉主事の資格保有	1	1.8
福祉事務所	保護の適正実施の推進	箇所	%
	・病状把握及び就労指導の徹底	58	80.6
	・訪問調査活動	57	79.2
	・扶養能力調査	56	77.8
	・法第63条及び78条の適正な運用	17	23.6
	・処遇方針の策定	16	22.2
	・関係先調査の実施	16	22.2
	・他法他施策の活用	16	22.2
	・収入申告書の徴収	9	12.5
	・課税調査の徹底	6	8.3
	・レセプト点検の充実強化	4	5.6
	・資産の把握	2	2.8
	・保護開始時の受給要件の確保	1	1.4
	組織的な運営管理の推進		
	・査察指導機能の充実	30	41.7
	・組織的運営管理の充実強化	26	36.1
	・実施体制の整備	11	15.3
	・ケース診断会議の活用	7	9.7

(注) 平成12年度厚生労働省監査結果 都道府県・市本庁指摘率＝箇所／59 福祉事務所指摘率＝箇所／72